

2021年度 指定管理業務評価シート（指定管理者及び市作成）

施設名	三好市地域交流拠点施設「真鍋屋」
指定管理者	一般社団法人三好みらい創造推進協議会 代表理事 丸浦世造
施設所管課	三好市企画財政部地方創生推進課生涯活躍のまちづくり推進室
指定期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日（1年目）

評価項目		評価基準	自己評価	所管評価
I 履行状況の 確認	1 施設全般に関する業務			
	(1) 基本的事項 (開館時間・休館)	実施基準に基づき、施設の開館・閉館・休館等が適正に行われたか	A	A
	(2) 職員体制 (配置・研修)	実施基準に基づき、適切な人員配置がされたか業務に必要な研修・教育が適切に行われたか	B	B
	(3) 業務体制(保険・苦情・個人情報)	利用者拡大のための利用促進業務が適切に行われたか	C	C
	(4) 緊急対応(救急・防災)	病気・負傷・地震・台風・災害等に対応するためのマニュアル整備や避難訓練が実施されているか	B	B
	2 利用者に関する業務			
	(1) 利用状況	利用者数・稼働率等は、適切な水準であるか (補助資料※1)	B	B
	(2) 利用許可状況	予約や許可はスムーズにできているか また、特定の者に有利あるいは不利な扱いはないか	A	A
	(3) 利用料金	利用料金の設定、徴収・減免・還付の手続きは適切であるか	A	A
	3 保守点検並びに清掃等業務等			
	(1) 保守点検業務	基準に基づき、保守点検が適切に行われたか	A	A
	(2) 清掃・維持管理業務	基準に基づき、清掃業務・維持管理が適切に行われたか	A	A
	(3) 保安・警備業務	基準に基づき、保安・警備業務が適切に行われたか	B	B
	(4) 修繕・備品管理業務	基準に基づき、修繕業務が適切に行われたか	C	C
	(5) 環境衛生管理業務	室内の環境測定、飲料水の水質試験、排水槽の清掃、害虫駆除煤煙測定等を必要に応じ実施しているか	B	B
	(6) 廃棄物処理業務	法令等に定められたとおり適正に処理・処分は行われたか	B	B
	4 事業の実施に関する業務			
	(1) 指定事業	基準に基づく事業が適切に行われたか	A	A
	(2) 自主事業	施設の目的に沿った自主事業が適切に行われたか	A	B
	5 個人情報の取扱	個人情報の取扱いが適正に行われたか	B	B
	6 管理目標	設定目標に対する結果は妥当であるか（補助資料※2）	B	B

評価項目		評価基準	自己評価	所管評価
Ⅱ サービスの質の評価	1 利用者対応度	利用者アンケートを実施し、その結果は妥当であるか	B	B
	2 維持管理業務 (施設・設備・備品)	設備や備品等の維持管理は適正であるか、また、備品の貸出状況や消耗品等の補充状況は適切であるか	A	A
	3 清掃常務の程度	日常清掃業務や衛生管理は適切であるか	B	B
	4 運営業務	利用者に対する安心安全・公平性の確保は適切であるか	A	A
	5 指定・自主事業	実施された事業内容は、質の高いものであったか	B	B
	6 クレーム対応度	トラブルに関する対応は適切であったか	A	B

評価項目		評価基準	自己評価	所管評価
Ⅲ サービスの安定性の評価	1 事業収支	事業収支は妥当であるか (補助資料※3)	B	B
	2 経営状況分析指標	標経営状況分析指標の結果は妥当であるか (補助資料※4)	C	C
	3 指定管理団体の経営状況	団体の経営状況分析指標の結果は妥当であるか (補助資料※5)	C	C

指定管理者の総合評価	総合評価の理由・意見
B	<p>日常の運営については、所定の水準に達しているものと考えますが、「利用客数の確保」という観点からはコロナ禍の影響もあり団体としての集客活動は自粛したため大幅に下回るものとなった。令和4年度では集客活動を少しずつ再開させ感染対策を行いながら施設全体の賑わいを増やしていきたい。</p>

施設所管課の総合評価	総合評価の理由・意見 (スペースが足りない場合は別紙可)
B	<p>令和3年度では、昨年度同様、新型コロナ禍の影響を受けるなか、指定管理者には感染防止等に配慮した施設の管理運営のもと、利用者数は計画を下回るものの前年度を上回る実績とされた。</p> <p>令和4年度においても引き続き感染症対策やサービスの安定性を確保されるなかで、施設の設置目的にある市民及び都市住民の交流等を一層推進されたい。</p>

《 評価区分 》

①評価基準	<p>A (優良) = 協定書等の基準を遵守し、その水準よりも優れた内容である</p> <p>B (良好) = 協定書等の基準を遵守し、その水準に概ね沿った内容である</p> <p>C (課題含) = 協定書等の基準を遵守しているが、内容の一部に課題がある</p> <p>D (要改善) = 協定書等の基準が遵守しておらず、改善の必要な内容である</p>
②総合評価	<p>A (優良) = 評価基準がすべてB以上であり、かつAが過半数以上である</p> <p>B (良好) = 評価基準がすべてC以上であり、かつB以上が8割以上である</p> <p>C (課題含) = 評価基準がすべてC以上である</p> <p>D (要改善) = 評価基準にDが含まれている</p>

※ 自己評価・所管評価・総合評価の欄は、評価区分の記号を記入すること。

※ 指定管理施設の業務内容に合わせ、評価項目の変更(追加・削除等)すること。